

被扶養者認定基準規程

(目 的)

第1条 この基準規程は、健康保険法（以下「法」という。）第3条第7項の規定に基づき被扶養者の認定に関し池友会健康保険組合（以下「組合」という。）が厳正かつ公平に又、慎重に審査し、認定する際の基準を定めたものである。

(扶養認定の基本原則)

第2条 被扶養者の認定は「被扶養者の範囲」及び関係法令、通達に基づき被扶養者としての届出に係る者及び既に被扶養者資格を与えられているが再審査、再認定を必要としている者に対する被保険者の扶養義務の程度、生計費援助の事実、その継続性と被保険者の扶養能力、被扶養者の収入状況、被扶養者となった経緯等を、この処理原則に沿って総合的に審査し、法第3条第7項に規定する要件への適合の可否を個々の事例によって組合が判断し行うものとする。

(扶養認定の申請手続)

第3条 認定対象者に該当する被扶養者がいるときは、被保険者資格取得後5日以内に所定の被扶養者異動届（正副2通）〔認定対象者が国民年金第3号被保険者に該当する場合は国民年金第3号被保険者関係届（正1通）〕に組合が指定する別の定める諸資料を添付し、事業主を経由して組合に提出しなければならない。その後、被扶養者が新たに生じたときも同様の手続をしなければならない。尚、被扶養者異動届及びその添付資料の記載事項に変更が生じた時は、その都度遅滞なく事業主を経由して、その事を組合に届出なければならない。但し、法第3条4項の規定による被保険者（以下任意継続被保険者と称す）は事業主を経由することは要しない。

2 組合はDVにより被害を受けている被扶養者から婦人相談所が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」を添付して被扶養者から外れる旨の被扶養者異動届（正副2通）〔認定対象者が国民年金第3号被保険者に該当する場合は国民年金第3号被保険者関係届（正1通）〕を被保険者及び事業主を経由せず受理し、被扶養者から外すことができる。尚、組合は被扶養者から外した場合にはその旨を事業主及び当該被保険者に通知し当該被扶養者の健康保険被保険者証の返還をする。

(認定の効力)

第4条 組合が被扶養者資格を認める場合、認定年月日については次に掲げる各号によるものとする。

- 一 下記の者を除き内容に問題がない限り原則として被扶養者資格の認定日は受付（受収）年月日とする
 - イ. 被保険者の資格取得時に被扶養者異動届の提出洩れと判断できるもの
 - ロ. 子については扶養の事由が出生のもの
 - ハ. 扶養開始年月日が判断できる添付書類があるもの
- 二 被扶養者の届出が、やむを得ない事由によって遅滞した場合、その者が遡及して被扶養者となるべき事実を立証したときは、事実を証する書類等を検証のうえ認定の効力を遡及させることができる

(被扶養者資格喪失の届出義務)

第5条 被扶養者がその後、被扶養者資格に必要な要件を失った場合、被保険者はその事実が発生した日から5日以内に所定の被扶養者異動届（正副2通）〔国民年金第3号被保険者が不該当になる場合は国民年金第3号被保険者関係届（正1通）〕を、事業主を経由して組合に提出しなければならない。但し、法第3条4項の規定による被保険者及び配偶者からの暴力の被害者である被扶養者の当事者である被保険者は事業主を経由することを要しない。

(被扶養者資格喪失の日)

第6条 組合が被扶養者資格の要件を失った日の翌日をもって、被扶養者資格喪失の日とする。但し、被扶養者資格喪失の要件が就職による場合は就職した日を喪失日とする。

- 2 被保険者が後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者となった場合にはその日をもって被扶養者資格を喪失する。

(被扶養者の帰属)

第7条 家族に被扶養者が2人以上いる場合には、被扶養者はすべての家計の主体となる者によって生計費の主な部分が負担されていると推定できる。従って、扶養義務者の収入水準及び扶養能力、被扶養者とする経緯、同居の有無、家族内の地位等によって家計の主体となる者を判定し、組合が社会通念上妥当性を欠かぬよう、その帰属を決定する。尚、被扶養者の帰属に関して、関係保険者間に意見の相違があるときは原則として、その結論が出るまでは共同扶養とする。

(扶養能力の判定)

第8条 被保険者の扶養能力判定の基礎となる被保険者の収入の範囲は、原則として事業主から被保険者に支給されている賃金、給与等とする。但し、同一世帯に属している者の収入を加えて検討すべき相当の理由があるときはこの限りではない。

(被扶養認定対象者の収入)

第9条 認定対象者の収入は勤労所得・企業年金・公的年金・退職金・恩給・利子・不動産収入・配当金・事業収入・労働保険及び社会保険からの現金給付・親族等からの仕送りその他現金収入・現物収入全てを包含し、所得税、贈与税、相続税の対象にならないものも収入とする。

(被保険者の反論権付与)

第10条 被扶養者認定に関する組合の判断及び決定について、被保険者が納得できないときは口頭又は具体的資料に基づく文章によって反論し立証する権利をその被保険者に付与する。

(組合の検認)

第11条 組合は、被扶養者の認定を厳正かつ公正に行うために、毎年必要に応じ、被保険者及び認定対象被扶養者に対し、文章等の提出もしくは提示を要求し、又は組合の職員をして電話、手紙あるいは直接面談をし、事実を確かめなければならない。

2 組合の事実確認に対し、著しく非協力的な場合、又は、検認の期限までに確認書類等を提出しない場合には、公正な確認が不可能となることから、被扶養者の資格を削除することができるものとする。その場合の被扶養者の資格喪失日は、検認書類の提出期限の日の翌日とする。

(被扶養者資格審査の自動的取下げ)

第12条 被保険者が、組合が提出又は提示を求めている文章等を再三の催告を受けながら正当な理由なく指定した期日までに提出又は提示しないときは、その者が認定対象者の被扶養者資格の審査を受ける意志及び権利を放棄したものと見做し、認定対象者を自動的に審査の対象から外すことができる。

(不正利得の徴収)

第13条 事業主及び被保険者が、虚偽の報告もしくは説明をしたことで不正な被扶養者の認定が行なわれ保険給付が行われた場合は、不正に保険給付を受領した被保険者とともに事業主も連帯して返済の責任が発生する。

(その他)

第14条 この規程に定めのない事項及びこの規程の解釈に疑義が生じた場合は、その都度理事会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。